

「介護職員等特定処遇改善加算」にかかる「見える化」要件

介護職員の処遇改善につきましては、これまで何度かの取り組みが行われてきました。

令和元(2019)年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり

- A. 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を取得していること
- B. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- C. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じ「見える化」を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の取得状況及び賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は以下のとおりです。

事業所名	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
特別養護老人ホーム久慈川荘	Ⅰ	Ⅰ
久慈川荘デイサービスセンター	Ⅰ	Ⅰ
大子北デイサービスセンター	Ⅰ	Ⅰ

区分	内容
入職促進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人や事業所の経営理念やケア方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・ 他産業からの転職者、主婦、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・ 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 上位者・担当者等によるキャリア面接など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の確保

区分	内容
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実・事業所内託施設の整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備 ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・短時間勤務労働者等も受信可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ・高齢者の活躍（居室やフロア等の清掃、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ・5S 活動（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ・業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ・ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供